

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第3号、認定第9号、認定第10号、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第11号、議案第12号及び議案第21号の以上10件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

最初に、資料はございませんが、経済部全体の決算について申し上げます。

歳入では、予算現額123億363万8千639円に対しまして、収入済額は90億853万1千577円で、収入率は73.2%となっております。主な収入減の理由といたしましては、感染防止対策協力支援金の支給実績に応じて支給される、国の臨時交付金及び北海道の負担金が想定を下回ったことや、中小企業振興資金貸付金元利収入が歳出における貸付金の執行額に相応して減少したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、5款労働費と7款商工費を合わせまして、予算現額155億4千273万5千円に対しまして、支出済額は113億9千651万5千278円で、執行率は73.3%となっております。不用額の主な理由といたしましては、感染防止対策協力支援金の支給件数が想定を下回ったことや、中小企業振興資金融資事業費の貸付金が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明申し上げます。

初めに、30ページでございます。ユネスコ創造都市ネットワーク連携費551万1千円です。ユネスコ・デザイン都市旭川を推進するため、プロモーション事業やユネスコ創造都市ネットワーク会議の出席などを通じて、旭川市の魅力を伝え、国内外の都市との連携を深めたところでございます。

続きまして、31ページ、戦略的国内外市場開拓推進費924万7千円でございます。国内外の各種物産展のほか、展示・商談会への出展支援や、地域企業が保有する商品の磨き上げ支援により、地域製品の取引拡大及び販売機会の創出を支援したものでございます。

続きまして、32ページ、スタートアップ伴走支援費421万2千円でございます。一般財団法人旭川産業創造プラザと連携し、道北ビジネスプランコンテストを開催するなど、起業・創業などの機運醸成や、スタートアップ事業者の各段階のニーズに合わせた支援を行ったものでございます。

続きまして、42ページ、企業誘致地域活力創生費799万円です。鷹栖町、東川町、東神楽町の3町や経済界と連携しながら、企業折衝や企業立地セミナー、求職者向けデジタルスキル向上セミナーの開催等を行ったものでございます。

続きまして、43ページ、若者地元定着促進費184万9千円でございます。若者の地域での就職を促進するため、企業情報提供サイトの運営を行うほか、関係機関と連携し合同企業説明会やセ

ミナーなどを実施したものでございます。

続きまして、44ページ、若者地元定着奨学金返済補助事業費411万円でございます。大学や専門学校に進学した方が、卒業後に市内で就職と居住をした場合、奨学金返済額の2分の1を3年間補助する事業でございます。96名に補助金を交付したものでございます。なお、令和4年度から補助対象の範囲を、日本学生支援機構の第二種奨学金まで拡充しております。

続きまして、54ページ、平和通買物公園50周年記念事業開催負担金250万円です。開設50周年を迎えた平和通買物公園のこれまでの歩みを振り返り、式典やシンポジウムなどの各種記念イベントを実施したものでございます。

続きまして、55ページ、北の恵み食ベマルシェ開催負担金4千880万円です。9月17日から3日間、3年ぶりの通常開催となる北の恵み食ベマルシェ2022を開催し、北北海道地域の食の魅力を発信し、延べ62万9千人の来場者数となったところでございます。

ここからは、物価高騰対策に係る事業でございます。73ページ、中小企業振興資金融資事業費58億4千902万9千円です。各種の融資制度によりまして、市内中小企業者の経営の維持、発展及び経営基盤の強化のほか、経営革新の取組や新規創業等に必要な資金の円滑な供給を行ったものでございます。令和4年度におきましては、コロナ禍や物価高騰の影響を受けた事業者に対しまして、緊急的な資金繰り支援として、信用保証料の全額補助を行ったものでございます。

続きまして、75ページ、旭川市事業継続支援金2億3千202万2千円です。コロナ禍による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰の影響を受ける市内事業者に対しまして、北海道の支援金に本市独自の上乗せとして、法人に10万円、個人事業主に5万円を支給するとともに、専門家による相談窓口を設置したものでございます。

続きまして、貨物自動車運送事業者支援金1億317万5千円です。燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者に対しまして、支援金を給付したものでございます。

続きまして、認定第3号の令和4年度旭川市動物園事業特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入歳出決算事項別明細書161ページの旭川市動物園事業特別会計を御覧ください。

まず、資料はございませんが、令和4年度におきます旭山動物園の状況について、概要を御説明いたします。令和4年度の入園者数は、前年度比70万1111人増の116万3千747人となりました。コロナ禍前の令和元年度まではおおむね年間140万人程度で推移しておりましたので、平常時の8割程度まで回復してきたものと認識をしております。令和4年度は、新たにえぞひぐま館をオープンしたほか、開園55周年を記念したイベントや、コロナ禍での情報発信として開始したSNSによるライブ配信を引き続き実施するなど、多くの方に動物園の魅力を感じていただけるよう取り組んでまいりました。

それでは、令和4年度の決算について御説明申し上げます。164ページを御覧ください。歳入合計につきましては、予算現額15億2千474万円に対しまして、収入済額は14億3千548万8千106円であり、収入率は94.1%となっております。このうち、主な歳入でございます入園料につきましては、2ページ戻りまして162ページになります。1款1項1目入園料で、予算現額6億2千523万円に対しまして、収入済額は7億7千201万5千900円であり、収入率は123.5%となっております。また、寄附金につきましては、4款1項1目寄附金で、予算現額3億935万1千円に対しまして、収入済額は3億546万6千966円であり、収入率は9

8. 7%となっております。

次に、166ページでございます。歳出合計につきましては、予算現額15億2千474万円に対しまして、収入済額は14億3千548万8千106円であり、執行率は94.1%となっております。このうち主な事業について申し上げますと、1款1項1目総務管理費のうち、施設管理費は9億544万4千139円、施設整備費は9千917万2千106円となっております。主な整備内容といたしましては、ほっきょくぐま館の空調設備改修工事や、おらんうーたん館の屋外放飼場ロープ修繕等、老朽化した施設や建具等の改修、修繕のほか、園内設備の整備等を行ったところでございます。

続きまして、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書11ページを御覧ください。7款1項1目商業振興費、中小企業振興資金融資事業費1億4千146万3千円でございます。コロナ禍などからの回復局面におきまして、積極的な設備投資や事業拡大などの資金需要に応えるため、経営課題解決資金（新型コロナウイルス関連）を新設し、当該資金に係る補助金及び貸付金を補正しようとするものでございます。このほか、令和2年度の災害景気対策融資における交付済補助金の返還金発生に伴う国への償還金を計上しております。

続きまして、2目工業振興費、デザイン振興基金積立金1千万円でございます。寄附による歳入の増額分を補正しようとするものでございます。

最後に、5目工芸センター費、施設管理費250万8千円でございます。昨今の電気代や燃料価格等の高騰を受け、本年10月より施設賃貸料が値上がりすることに伴いまして、この増額分を補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〇菅原観光スポーツ交流部長 認定第1号の令和4年度一般会計決算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、部全体の決算について申し上げます。

まず、歳入でございます。予算現額8億6千273万5千円に対しまして、収入済額は7億8千429万2千984円で、収入率は90.9%となっております。主な収入減の理由といたしましては、各施設における使用料や各基金の繰入金が、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、歳出でございます。令和3年度からの繰越明許費を含む予算現額16億6千381万6千円に対しまして、支出済額は16億273万2千42円となっております。不用額は6千108万3千958円で、執行率は96.3%となっております。主な不用額の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業やイベントなどが縮小、中止になったことに伴い、負担金等が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、部所管の事業につきましては、経常費が7事業、臨時事業が30事業の合わせて37事業を執行しておりますが、その主な事業について、令和4年度主要施策の成果報告書に基づき、御説明を申し上げます。

初めに、35ページを御覧ください。スポーツ大会等誘致推進費537万5千円でございます。

この事業は、市民のスポーツ競技人口の増加及び競技力の向上を図るため、競技団体等に対し、スポーツ大会、合宿の誘致活動や本市のスポーツ観光のPR活動を行ったところであります。

次に、36ページを御覧ください。観光プロモーション推進費1千8万4千円でございます。この事業は、観光入り込み客数及び観光客宿泊数の増加を図るため、他自治体とも連携しながら、本市の知名度の向上及びイメージアップに資する観光客誘致活動を実施したものでございます。

次に、37ページを御覧ください。大雪カムイミントラDMO推進費6千97万円でございます。この事業は、滞在型・通年型観光の促進に向けたマウンテンシティリゾートの形成を推進するため、スキー場を核とした冬季観光促進事業や、マーケティング調査等を行うDMOの活動を支援したものでございます。

次に、38ページを御覧ください。教育旅行等誘致促進費1千387万5千円でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期や予定変更となっている修学旅行に代表される教育旅行等を本市に誘致するため、市内の飲食店等で使える2千円分の割引券を発行したものであります。

次に、56ページを御覧ください。イベント推進費1千230万円でございます。この事業は、本市のイメージ向上や観光客の誘致を図るため、旭川夏まつり、こたんまつり、北海道音楽大行進に対して支援をしたものでございます。

次に、令和4年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

83ページ、国際親善交流費599万2千942円でございます。この事業は、市民の国際理解や国際交流の促進、充実を図るため、国際交流員による学校訪問などの活動のほか、水原市への代表団派遣及び受入れ、青少年のオンラインや絵画交流など、海外姉妹・友好都市との交流を図ったものでございます。

以上が、一般会計決算のうち、観光スポーツ交流部所管の決算の概要でございます。

続きまして、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算の観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の11ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、4目観光費の冬季観光滞在促進費550万円の増額であります。こちらは、来年2月に開催予定の旭川冬まつりにつきまして、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施することにより、寄附金を募り、夜のメインコンテンツである打ち上げ花火の規模を拡充するため、旭川冬まつり実行委員会への負担金を増額するものでございます。財源は、全額、寄附金の活用を予定しております。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の補正予算であります。どうぞよろしくお願いたします。

○加藤農政部長 認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

最初に、資料等はありませんが、歳入の概要についてでございます。予算現額12億1千563万円に対しまして、収入済額が10億9千996万3円で、収入率は90.5%となっております。次に、歳出の概要についてでございます。予算現額18億6千217万8千816円に対して、支出済額が16億5千249万7千805円で、執行率は88.7%となっております。

続きまして、農政部所管の主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明いたしま

す。

初めに、47ページを御覧願いたいと思います。農産物等流通拡大支援費、決算額314万8千円でございます。農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、農業者等による加工・販売施設整備や商品開発について支援を行うとともに、販路開拓や旭川産農産物の認知度向上に向けた取組を支援したほか、旭川産のブランド化に向けた調査や情報収集を行いました。

次に、48ページ、新規就農者育成総合対策費2千275万円でございます。令和4年度の新規就農者3経営体4人に対しまして、経営開始時に必要な機械、施設等の導入を支援するとともに、経営開始資金を交付し、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着及び経営発展を図りました。

次に、49ページ、スマート農業・省力化技術導入支援費3千75万2千円でございます。担い手の減少や高齢化等による労働力不足などに対応するため、GPSガイダンス・自動操舵システムについて計26台、園芸施設に係る自動散水システム等について計46棟の導入を支援することで、作業の省力化及び効率化を図りました。

次に、74ページです。生産費高騰対応緊急農家支援費5千971万2千円でございます。コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻等により、肥料、資材及び飼料の価格が高騰したことから、生産費の負担が増加した市内農業者895経営体に高騰額相当分の一部を支援し、営農意欲の喚起を図りました。

続きまして、決算事項別明細書により御説明いたします。

まず、110ページ、111ページを御覧願います。6款農林水産業費、1項農業費、1番下の4目農業センター費、右端の備考欄の1番下、土づくり対策支援費149万1千444円でございます。土壌診断の利用促進及び適正施肥の普及を図り、生産の安定化と営農コストの低減に資するため、土づくり指導の専門職員が農業者補助を延べ88回巡回し、栽培上の課題を聞き取るとともに、土壌診断の啓発や土づくりの助言、指導を実施しました。また、農業者の土づくりに役立つ内容を基に構成するニュースレター3千部を4回発行し、広く情報発信を行いました。

次に、112ページ、113ページでございます。6款2項林業費、1目林業振興費の右端、備考欄の下から3番目の林業担い手確保・育成支援費2千361万2千240円でございます。森林環境譲与税を活用し、大型林業機械や、国、道では補助対象外となることが多い小型の林業機械の導入を4団体に対して支援することにより、森林整備の効率性、安全性の向上を図るとともに、冬季の作業が可能となり、通年雇用を促進いたしました。また、街頭放送によるPRなどで、北海道立北の森づくり専門学院の支援を行い、令和5年度、第4期生として34人が入学するなど、林業の担い手確保につなげたところであります。

以上が、農政部所管の決算の概要でございます。

続きまして、議案第1号、令和5年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書10ページを御覧いただきたいと思います。表の下になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農産園芸振興費のうち、まず、生産基盤整備費高騰対策支援費2千582万5千円でございます。本事業は、物価高騰の影響を受ける水稻農家に対しまして、水稻育苗用ビニールハウスの新設、更新を支援することで、生産基盤の充実と本市の農業生産の維持を図るものでございます。財源につきましては、全額、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活

用するものであります。

次に、その下の畑地化促進事業費6千483万1千円でございます。本事業は、国の経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金におきまして、高収益作物やその他の畑作物の導入、定着を図るために、土地改良区内の土地で水田を畑地化にする際に生じる費用を支援するものでございます。なお、財源につきましては全額道支出金を充当いたします。

農政部は以上でございます。

○中野建築部長 令和5年第3回定例会提出議案のうち、建築部所管分について説明いたします。

認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算の認定についてであります。

建築部に関わる歳入は、予算現額が21億9千767万2千円に対して、収入済額が13億6千343万6千480円であり、その主な内容は、16款使用料及び手数料が8億4千927万5千360円、17款国庫支出金が2億5千423万4千円、24款市債が2億5千540万円などあります。

歳出は、予算現額が18億4千725万1千円に対して、支出済額が9億9千909万2千77円、翌年度繰越額が7億2千510万4千円で、不用額は1億2千305万4千923円、執行率は54.1%であります。建築部が所管する20事業のうち、主な事業について、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

初めに、118、119ページの8款土木費、1項土木管理費、2目建築総務費であります。市有施設定期点検費は、執行額が411万2千716円で、延べ面積が1千500平米以上または階数が3階以上の建築規模の大きい市有建築物のうち、学校や市営住宅などを除く17の施設について、建築物及び建築設備の定期点検業務を実施しております。住生活基本計画改定費は、執行額8万2千790円で、住生活基本計画の全国計画や同計画の見直しを踏まえ、旭川市住生活基本計画の改定を行ったものであります。

次に、3目建築指導費の住宅雪対策費は、執行額4千90万7千67円で、住宅の融雪施設の設置に係る工事費の一部を補助したもので、令和4年度の実績は、交付件数が391件でありました。

高齢化対応住宅普及促進費は、執行額527万988円で、既存住宅のバリアフリー化に関わる改修費の一部を補助したもので、住宅改修促進費は、執行額4千572万1千458円で、既存住宅の省エネ化や、性能維持・向上に係る改修費の一部を補助したものであります。

空家等総合対策費は、執行額431万9千158円で、不良空き家住宅2棟に対し除却費の一部を補助したほか、所有者がいない空き家の財産管理人選任の申立てや、特定空家等の行政代執行に係る解体のほか、外壁が倒壊し、隣接する家屋に危害を及ぼすおそれのある特定空家の外壁の一部を取り壊す緊急安全措置を行いました。

次に、120、121ページの5項都市計画費、1目都市計画総務費であります。屋外広告物対策費は、執行額418万7千787円で、広告物の掲出の許可に係る業務や屋外広告物講習会等を実施いたしました。

次に、122、123ページの6項住宅費、1目住宅管理費であります。市営住宅管理費は、執行額1億4千763万4千764円で、市営住宅の機械警備やエレベーターの保守点検などの業務委託を実施したものであります。

次に、124、125ページの2目市営住宅建設費であります。市営住宅整備費は、執行額3億

4千763万2千981円で、第2豊岡団地の2号棟B工区36戸の建設工事や、1号棟の外構整備工事等を実施したもので、令和4年度は、国の予算に余剰があったことに伴い、補正予算として計上した第2豊岡団地、新2号棟B工区建設工事等に関する事業費のうち、7億2千510万4千円を令和5年度に繰り越しております。

次に、3目市営住宅改善事業費であります。市営住宅改善費は、執行額9千616万7千170円で、入居者の退去により空室となった住戸の修繕や畳の取替えなどを実施しております。

市営住宅管理業務改善費は、執行額1億177万1千676円で、修繕受付業務や入居者募集業務などの4業務を民間事業者に委託して実施したものであります。

市営住宅改修費は、執行額1億8千78万8千725円で、忠和団地の内部改修工事などの計画的な大規模改修を行っております。

建築部所管事業の決算の内容については、以上であります。

○太田土木部長 令和5年第3回定例会提出議案のうち、土木部に関連いたします認定第1号、令和4年度一般会計決算、議案第1号、令和5年度一般会計補正予算、議案第11号、旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第21号、和解について、順次説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号、令和4年度旭川市一般会計決算の認定についての土木部所管分につきまして、旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、御説明させていただきます。

116、117ページを御覧ください。下段、8款土木費についてでございます。全体事業費の支出済額154億3千681万4千127円のうち、土木部所管分につきましては、資料はございませんが、予算現額143億4千710万3千688円に対しまして、支出済額137億3千220万6千663円、翌年度繰越額は9千166万5千円、不用額は5億2千323万1千405円となっておりまして、執行率は95.7%となっております。

それでは、目別に順次、御説明をさせていただきます。

初めに、8款1項1目土木総務費についてでございます。支出済額685万1千261円につきましては、土木部全般に関わる庶務的経費に要したものでございます。

続きまして、ページ1枚めくっていただきまして、118、119ページになりますが、8款2項1目道路橋りょう総務費、支出済額1億8千987万9千303円につきましては、町内会などにおける街路灯の設置費や電気料金の一部を助成したほか、買物公園の自転車対策経費や道路法に基づく台帳の整備、さらには登記簿と現地の整合を図る地籍調査に要したものでございます。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費、支出済額55億2千686万9千552円につきましては、冬の除雪費や道路の維持管理経費のほか、街路灯やロードヒーティングの光熱水費などに要したものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、120、121ページになります。8款2項3目道路橋りょう新設改良費、支出済額50億9千951万4千356円につきましては、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路をはじめ日常生活に関わる生活道路や側溝の整備など道路の新設改良事業のほか、雪対策事業などに要したものでございます。また、繰越明許費の8千16万5千円につきましては、道路橋りょう整備費を令和5年度に繰り越したものでございます。なお、不用額1億8千819万3千444円につきましては、主に、補助落ちや入札差金などによる減となっ

てございます。

続きまして、8款3項1目河川整備費、支出済額1億2千817万1千781円につきましては、浸水被害の防止及び地域住民の生活環境の整備を図るため、市が管理する河川の整備に要したものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、122、123ページになります。8款5項2目街路事業費、支出済額5億1千120万6千281円につきましては、都市の骨格を形成する都市計画道路である神居旭山通の整備や、市道から道道に昇格した永山東光線などの用地補償などに要したものでございます。なお、不用額7千875万8千147円につきましては、都市計画道路整備受託費において、北海道からの委託契約額に減が生じたものや、都市計画道路整備費における補助落ち分でございます。

最後になりますが、8款5項3目緑地公園費、支出済額22億6千971万4千129円につきましては、東光スポーツ公園をはじめ、各種公園の整備や維持管理及び緑化事業などに要したものでございます。繰越明許費の1千150万円につきましては、花咲スポーツ公園改修費を令和5年度に繰り越したものでございます。なお、不用額8千462万3千511円につきましては、主に補助落ち分及び入札差金による減となっております。

以上、簡単ではございますが、土木部所管の決算概要について御説明をさせていただきました。

続きまして、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして御説明させていただきます。

御手元の一般会計補正予算書の11ページを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費のうち、中心市街地ロードヒーティング支援費の491万円につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受けている中心市街地事業者支援として、歩道ロードヒーティングの光熱費負担の軽減を図るものであります。

次に、8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち、道路側溝整備費の4億円につきましては、本年度の融雪期の凍上により、早急に対応が必要な生活道路の改良工事などを行うものであります。

次に、12ページになりますけれども、8款5項2目街路事業費のうち、都市計画道路整備費の4千700万円につきましては、永山東光線の事業におきまして、河川協議により河川解析業務及び地質調査業務を追加で実施するものであります。

次に、8款5項3目緑地公園費のうち、公園施設補修費の2千300万円につきましては、新型コロナウイルス感染リスクの低減に向け、和式トイレの洋式化を行うものでございます。

次に、ページ戻っていただきますが、8ページを御覧ください。今回の補正に伴いまして、財源として市債を充当するため、24款1項5目土木債のうち、道路橋りょう整備事業債として3億6千万円、都市計画事業債として4千230万円を追加補正するものであります。

次に、またページに戻っていただきますが、4ページを御覧ください。上段にございます第2表、繰越明許費になりますが、8款土木費、2項道路橋りょう費の道路側溝整備費3千500万円、及び8款5項都市計画費の都市計画道路整備費8千774万2千円につきましては、永山東光線の橋梁実施設計業務及び河川解析業務が、河川協議等に時間を要し、年度内に完了しないため、令和6年度に繰り越し実施しようとするものであります。

続きまして、同じく4ページの第3表、債務負担行為補正でございますが、上から2番目、総合

除雪維持業務委託料につきましては、夏冬通年化による除雪業者の安定確保を図るため、冬の総合除雪業務に加え、春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを一体化するものであり、令和5年11月から令和6年10月までの業務委託に関わる契約のうち、令和6年度分の4億7千433万1千円を債務負担行為として設定しようとするものでございます。

次に、その下にございます雪堆積場借上料につきましては、令和5年12月から令和6年6月まで、雪堆積場として神居町忠和の土地を借り上げるため、その借り上げ期間のうち、令和6年度分の9万円を債務負担行為として設定しようとするものであります。

最後に、その下の第4表、地方債補正になります。今回の補正予算において、財源として市債を充当したことに伴い、限度額を変更しようとするものでございます。

以上が、土木部所管の補正予算の概要となります。

続きまして、議案第11号、旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。旭川市都市公園条例第6条の3に定める公募によらない指定管理者が管理する公園内容について、一部を改正するものでございます。内容といたしましては、現在の都市公園の指定管理者の指定期間が本年度で終了するため、次期指定管理者の選定に合わせ、条例の一部を改正し、公募によらない指定管理者の管理する公園に旭橋袂広場、旭橋上流左岸広場、旭橋下流右岸広場及び近文大橋上流左岸桜づつみを追加するとともに、カムイの杜公園を公募による指定管理者の管理する公園に変更しようとするものでございます。

最後に、議案第21号、和解についてでございます。本件は、令和4年10月7日、旭川市東鷹栖6線15号の市道におきまして、舗装が陥没した箇所を通過した際に、車両の一部を破損する事故が発生したことに伴い、当該車両の所有会社から本市に対しまして、本年2月9日付けで、道路の管理を怠ったことを理由に、車両の修理費用代などとして、32万7千140円の損害賠償請求の提起があったものでございます。その後、3回の書面準備手続等が行われ、旭川地方裁判所から和解案の提示があり、本市が損害賠償金として19万円を原告に支払うことなどについて、原告、本市との間において合意が得られたことから、11月6日に行われます次回書面準備手続におきまして、当該和解を成立させるため議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○沖本上下水道部長 令和5年度第3回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案について説明いたします。

初めに、水道事業会計及び下水道事業会計の決算の認定についてでございます。御手元にお配りしました、令和4年度水道事業会計・下水道事業会計決算の概要に基づき、説明させていただきます。

認定第9号、令和4年度旭川市水道事業会計決算の認定についてでございます。資料1ページ目を御覧ください。令和4年度の業務実績としましては、給水戸数16万9千736戸、年間総給水量3千359万4千535立方メートルとなっております。

まず、収益的収支につきましては、水道事業収益では、決算額65億1千122万1千873円となり、予算額に対し、4千728万5千127円の減となっております。水道事業費用では、決算額55億5千701万7千312円となり、不用額は6千205万4千50円となっておりますが、これは主に職員給与費の減によるものでございます。

次に、資本的収支につきまして、資本的収入では、決算額23億4千472万3千214円となり、予算額に対し、5億8千957万786円の減となっておりますが、これは主に企業債の減によるもので、その一部は、令和5年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。資本的支出では、決算額59億7千669万1千340円となり、不用額は3億193万2千760円となっておりますが、これは主に建設改良費のうち、配水管の工事請負費が減となったことによるものでございます。これにより、資料の1番下に記載しておりますとおり、当年度純利益は6億8千429万3千659円、資本的収支は36億3千196万8千126円不足いたしますが、減価償却費など内部留保資金で補填し、当年度末資金残高は4億6千317万3千79円となります。なお、令和3年度末資金残高の4億3千527万6千633円と比較しますと、約2千800万円の増となっております。

次に、認定第10号、令和4年度旭川市下水道事業会計決算の認定についてでございます。資料の裏面、2ページ目を御覧ください。令和4年度の業務実績としましては、排水戸数16万4千203戸、年間処理水量4千945万7千850立方メートルとなっております。

まず、収益的収支につきまして、下水道事業収益では、決算額89億8千928万7千563円となり、予算額に対し、1億5千596万5千437円の減となっております。これは主に、下水道使用料や負担金の減によるものでございます。下水道事業費用では、決算額84億1千797万9千373円となり、不用額は1億8千838万6千27円となっておりますが、これは主に処理場費や資産減耗費の減によるものでございます。

次に、資本的収支につきまして、資本的収入では、決算額35億6千645万2千953円となり、予算額に対し、8億9千564万7千39円の減となっておりますが、これは主に企業債、国庫補助金の減によるもので、これらの一部は、令和5年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。資本的支出では、決算額65億6千820万6千217円となり、不用額は3億9千38万6千727円となっております。これは主に建設改良費のうち、下水管の工事請負費や委託料が減となったほか、企業債償還金の減によるものでございます。これにより、資料の1番下に記載しておりますとおり、当年度純利益は4億5千38万8千482円、資本的収支は30億180万1千864円不足いたしますが、減価償却費など内部留保資金で補填し、当年度末資金残高は5億1千251万2千972円となります。なお、令和3年度末資金残高の4億3千888万4千787円と比較しますと、約7千400万円の増となっております。

以上が、令和4年度水道事業会計・下水道事業会計決算の概要でございます。

続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算についてでございます。

議案第3号、令和5年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の20ページを御覧ください。債務負担行為でございますが、生活保護世帯及び独居高齢者世帯に係る料金減免制度の見直しに伴い、上下水道料金システム改修業務委託料として、限度額を183万5千円とする債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書22ページを御覧ください。債務負担行為でございますが、履行期間を令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする業務委託の契約事務を令和5年度中に執行するため、下水処理センターほか運転管理業務委託料として、限度額を69億8千438万4千円とする債務負担

行為を、また、水道事業会計同様、減免制度の見直しに伴い、上下水道料金システム改修業務委託料として、限度額を183万5千円とする債務負担行為を追加しようとするものでございます。

補正予算については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○幾原土木部雪対策担当部長 議案第12号、旭川市雪対策基本条例の制定について御説明いたします。この条例は、本市の雪対策に関しまして、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、雪対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪処理のルールへの遵守及びマナーへの意識を高め、雪対策に協働して取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる冬期の生活環境の確保に寄与することを目的に制定するものでございまして、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。まず、令和5年第3回定例会提出議案に関する事項であります、第2豊岡団地建替(2-B)新築工事に係る変更契約の締結について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 議案第18号の変更契約の締結については、総務常任委員会の所管の案件であります。建築部が管理する市営住宅に関わる案件でありますので、その概要を説明いたします。本件は、第2豊岡団地建替(2-B)新築工事の契約金額を、4千792万2千307円増額し、9億1千272万683円に変更しようとするもので、今年度の賃金等の変動に伴い、インフレスライド条項を適用するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、農作物の生育状況について、理事者から報告願います。

○加藤農政部長 本年度の農作物の生育状況について御報告いたします。

初めに、これまでの気象概況でございますが、今年の雪解けは3月23日と、平年よりも15日早く、5月前半からは、気温は平年並みで降水量が少なく、日照時間は多かったものの、6月以降は気温は高く、降水量も多く、日照時間は平年並みで推移し、これまでの気象概況といたしましては、おおむね恵まれた天候で推移してまいったところでございますが、8月の高温が今後の収量にどのように影響してくるかどうかににつきまして注視しているところでございます。

生育状況についてでございますが、まず、水稻につきましては、好天により、5月末から分けつが進み、生育はやや早く進んでいる状況でございます。食味も期待できそうでございますが、降雨によって米粒にひびが入る胴割れなどが心配されるところでございます。

畑作物につきましては、既に収穫作業が終了している秋まき小麦、春まき小麦につきましては、収量が平年並みとなっているほか、豆類、バレイショ、てん菜、そばにつきましても、平年並みの収量が見込まれております。

また、その他の野菜に関しましては、特にハウレンソウやコマツナなどが、高温による影響で生育が緩慢になっている一方、サツマイモなどの一定の温度が必要な作物につきましては、順調に生育しているものでございます。

最後に、果樹についてでございますが、気温が平年よりも高かったために生育が早く進んでおります。サクランボにつきましては、既に収穫を終えておりますが、収量は平年並みか、やや多い状況となっております。

また、リンゴにつきましても、高温の影響により、果実の大きさが例年よりも大きいとのことですが、収量は平年並みと見込まれております。

以上、生育状況について御報告いたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、雪対策の取組について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 雪対策の取組について、御報告申し上げます。資料をお配りしております。

初めに、除排雪事業の業務体制についてであります。本年6月14日の本常任委員会におきまして、令和4年度の雪対策の取組結果について御報告し、本年度の除雪センター機能の集約など、除排雪事業の業務体制について、雪対策審議会や除雪連絡協議会の意見を踏まえながら検討を進めると御説明したところでございます。本年6月から7月にかけて、意見の聞き取りを行ったところ、本年度の取組の考え方に対する反対意見はなく、一定の理解が得られたと考えられますことから、本年度の取組の実施などについて、御報告申し上げます。資料を御覧ください。

一つ目の働き方改革への対応といたしまして、これまでも除雪センター機能の集約など、業務体制の見直しを進めてきたところでありますが、令和6年度から建設業におきまして、時間外労働の上限規制が適用となるため、人的リソースの有効活用と合理的な除雪センター運営に向けた取組を推進してまいります。

二つ目の除雪センター機能の更なる集約と充実につきましては、センターに統合地区の総合的な窓口として、除排雪計画などの業務全体の管理機能や市民からの改善要望の窓口を集約いたしまして、支所センターはパトロールによる地区内の状況把握や、改善要望に対する現地作業などの対応を中心とした業務内容に見直しを行います。また、パトロール体制の充実を図り、現場機能を強化するため、除排雪作業後の仕上がりや雪出しを含めた道路状況などの確認を行う専任パトロール員を各除雪センターに配置いたします。支所センターの開設期間の短縮につきましては、これまでは、11月10日から3月31日まで開設しておりましたが、除雪センターに寄せられる改善要望は、12月から2月に集中している状況にありますことから、合理的な除雪センターの運営に向け、支所センターの開設期間を12月上旬から3月上旬までとし、開設期間以外の市民からの問合せは主

センターで対応いたします。

三つ目のICTの活用による除雪DXの推進としましては、雪見パトロールや除雪センター業務などの省力化に向けた積雪センサーの実証実験を行うとともに、除雪車両に、視界不良時の除雪作業をサポートする映像鮮明化装置を導入するなど、除雪作業の省力化や効率化による生産性の向上と安全性の向上による働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、除排雪に関する市民アンケートの結果について、御報告申し上げます。本アンケートは、除排雪事業における令和4年度の取組の評価や市民ニーズを把握することを目的とし、本年5月31日から7月10日までの期間におきまして、昨年と同様の方法で実施し、本年度は2千19件の回答がございました。令和5年度の主な結果につきましては、幹線道路の車の走りやすさについては、よい、おおむねよいが53%、生活道路の車の走りやすさについては36%、交差点の見通しについては22%、除雪状況を総合的に見た評価につきましては、満足している、大体満足しているが25%となっております。令和4年度調査と比較いたしますと、全ての項目で評価が低下する結果となっております。これらの結果につきましては、昨シーズンは、年末からのまとまった降雪によりまして、1月は過去10年間で3番目の降雪量、平均気温も2番目に低く、雪が多く、低温傾向が続いたことにより、積雪深が一気に増加し、道路脇の雪山が高く、幅員も減少するなど厳しい状況となったところであります。このため、幹線道路の排雪作業の前倒しや小中学校の始業式に向け、学校周辺の除排雪など機動的な対応に努めたことで、長期的な交通状況の悪化には至りませんでした。道路状況の一時的な悪化が、シーズンを通じた印象として、評価を下げた要因になったと考えているところでございます。アンケート調査につきましては、今後も継続的に実施しまして、除排雪事業における市民の評価や満足度を把握しながら、雪対策の取組を推進する上での参考としてまいりたいと考えております。

以上、雪対策の取組について御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいで結構でございます。

次に、花咲スポーツ公園等再整備タスクフォース報告書について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ交流部長 花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースの検討結果につきまして、御報告を申し上げます。

花咲スポーツ公園のあるべき姿の検討を行うため、本市と包括連携協定を締結する株式会社コンサドーレと市内の関係部局による花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースを4月に設置し、5回の会議を経て、このたび報告書を取りまとめました。なお、この報告書につきましては、あくまでも市の内部的な検討の結果でありまして、市としての最終的な意思決定ではありませんので御理解をいただきたいと存じます。

お手元のA4横、報告書(概要)に沿って御説明をさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。2ページの左側です。花咲スポーツ公園等の現状と課題についてですが、90%以上が設置から30年を経過するなど老朽化しており、中でも総合体育館は耐震基準を満たしていないことから、早急な対応が必要な状況にあります。また、スポーツ環境の向上

や新たなニーズへの対応、ヴォレアス北海道が参入する新リーグの基準を満たすホームアリーナの在り方、それらの再整備に係る費用負担等が課題となっております。また、東光スポーツ公園にも、複合体育施設を設置する計画がありますが、未着手の状況であること、他都市では、アリーナや公園のリニューアルにPFIやパークPFIを活用した官民連携による整備も多く行われており、財政負担の軽減や、民間企業の創意工夫を活用しやすい等のメリットが大きいことから、花咲スポーツ公園においても、整備手法の一つとして、この手法が考えられます。

次に、右側、再整備の基本的な考え方についてですが、花咲スポーツ公園に求められる機能といたしまして、北北海道のスポーツ拠点として計画的な再整備を行うとともに、スポーツをするだけでなく、観戦や応援に訪れた方が一緒に楽しめる等、施設の更新や維持管理、運営手法について検討を進めてまいります。総合体育館は、市民利用を途切れさせないことを最優先とし、地域企業を含めた仕組みで、民間資金や建設手法を活用した興行の実施によるプロフィットセンターとしての機能を持つアリーナへの建て替えが考えられます。また、屋内練習場、スケートボードパークの設置、プールの公認化についても具体的に検討し、スマートベニューの視点からにぎわいの創出、経済活動の活性化を進めてまいります。

次に、3ページを御覧ください。左側でございますが、花咲スポーツ公園の再整備に当たり、スポーツ活動の拠点、憩いの場として、多くの市民によるにぎわい創出、時代に合ったスポーツ環境、サービス提供、官民連携による地域の魅力と収益力の向上、健康寿命の延伸、子育て環境の充実等、地域課題の解決、トップレベルのスポーツ体験、これら5つのあるべき姿を整理し、取組を進めることにより、健康で豊かな市民生活の実現を目指します。

次に、配置・改修計画でございますが、公園全体としましては、官民連携により公園に魅力的な新たな機能、施設を導入し、利用者を増加させるとともに、市の財政負担軽減を目指します。総合体育館は市民利用に加え、大規模大会やプロスポーツに対応するため、観客席を約5千席確保し、メインアリーナに付随するサブアリーナの設置が考えられます。その他、課題とされている屋内練習場やスケートボードパークについては、花咲スポーツ公園の再整備に併せて、整備の方針を検討するとともに、公認プールについては、他施設の状況も併せて、施設整備の優先度について精査が必要と考えております。公園内の主要施設でありますスタルヒン球場、陸上競技場、球技場等につきましても、更新整備を検討してまいります。また、公園の新たな価値を創出し、多くの市民の利用を促進するカフェや飲食店、図書館等の便益施設の導入が検討できるものと考えております。

次に、4ページを御覧ください。実施に当たっての課題でございますが、総合体育館は、土日祝日の多くが専用使用による予約で埋まっていることから、現状でも使用できない市民や団体が発生しており、新たなアリーナでのプロスポーツや興業により、市民利用がさらに制限されることが懸念されます。現総合体育館を更新して使用する場合、使用期限が限られることから、基本計画を策定している東光スポーツ公園への体育館設置について、必要な規模等を含め検討が必要であるとと考えております。また、現在の総合体育館の駐車場は、イベントが重なると混雑する状況でありますことから、駐車場の設置場所、周辺道路への接続など、交通計画についても検討する必要があると考えております。

次に、経費等の検討についてでございますが、アリーナの建設に当たってのVFMについて、国土交通省が示すVFM簡易算定モデルマニュアルに基づき算定しましたところ、財政削減効果が見

込まれました。今後、実際の花咲スポーツ公園におけるPFIやパークPFIの導入の可能性について、より詳細な調査が必要と考えております。

次に、5ページを御覧ください。新アリーナの配置についてですが、設置可能場所を検討したところ、現総合体育館の使用に影響を与えず施工できるA案のエントランス広場、同じく現体育館の使用に影響を与えないB案の現総合体育館前側、現総合体育館のアリーナを使用しながら施工できるC案の現総合体育館奥側の3か所を想定しております。いずれの配置案につきましても、既存施設の建て替えやリニューアル、歩行者や車両動線等、利用者のニーズを反映した機能の検討が必要と考えております。

最後に6ページを御覧ください。こちらの内容で確定したものではもちろんございませんが、花咲スポーツ公園のリニューアルイメージについてでございます。タスクフォースによる報告といたしましては、花咲スポーツ公園の再整備に当たって、これまで本市が取り組んだことのない新たな官民連携の手法により、自治体負担を抑えた上で、公園だけではなく、周辺地域を含めたエリアマネジメントを行うことを提案するものでございます。今後、市としての方向性を定めるため、議会での御議論や市民意見も反映しながら、協議、検討を進めてまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

○石川厚子委員 ただいま、花咲スポーツ公園等再整備タスクフォース報告書について報告がありました。改めてお尋ねしますけれども、一体いつ、このタスクフォースが設置されたのでしょうか。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースにつきましては、関係部局職員及び株式会社コンサドーレの社員を委員として、本年4月に設置したものであり、5月から8月までの計5回の会議を行い、今般、報告書を取りまとめたところでございます。

○石川厚子委員 4月に設置したということなんですけれども、経済建設常任委員会で報告を受けていませんよね。関係部局のみならず、コンサドーレの社員も委員となっているのですから、この委員会で報告すべきでなかったかと思うんですが、いかがでしょう。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 このタスクフォースにつきましては、あくまでも庁内の検討の会議ということございまして、一般的には内部的な検討の会議について、委員会、議会等に報告をさせていただいてないのかなというのが一点とですね、もう一点、第1回定例会の市政方針演説の中でも、こうしたことを行っていくということを表明させていただきまして、第1回定例会の代表質問の中でも、そういった答弁をさせていただいておりますので、そういった部分では皆さんに御理解いただけているのかなというふうに考えております。

○石川厚子委員 そこで、ヴォレアス北海道がV1リーグに昇格することが決まったということは、大変喜ばしいことだというふうに思います。このSVライセンスの交付基準には、5千席以上の観客席数を有するホームアリーナが要件となるということなんですけれども、このタスクフォースの設置というのは、ヴォレアス北海道の要請を受けてのことなんでしょうか。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 タスクフォースの設置につきましては、昨年9月に株式会社コンサドーレと締結した包括連携協定に基づき、花咲スポーツ公園の再整備について、コンサドーレが持っている知見やアイデアを生かせるものと考え実施に至ったものでありまして、ヴォレアス北海道から要請されたものではございません。

○石川厚子委員 体育館についてなんですけれども、そもそも、東光スポーツ公園に整備する計画でしたよね。なぜ、花咲なのか。東光スポーツ公園のこの基本計画は一体どうなるのでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、当初の事業期間を延長しながら、平成28年度に基本計画の見直しを行い、武道館及び体育館、小体育館を段階的に整備していくものとして、平成30年から、武道館の整備に着手いたしました。現在、武道館については、供用を開始しているところであり、体育館、小体育館については、着手時期が見通せない状況でございますが、令和12年度までの事業認可期間内に整備していきたいと考えております。一方でこの間、花咲スポーツ公園につきましては、公園内各施設が、施設設置から30年以上経過し、老朽化の進行や利便施設の不足などの課題が顕在化し、再整備の必要性が高まっている状況を踏まえ、今回タスクフォースを立ち上げ、民間事業者の意見を伺いながら、今後も、北北海道の拠点スポーツ施設として機能していくために、どのように再整備を進めていくのか、その手法や機能の付加等について検討したものであり、その検討内容の一つとして、現総合体育館の建て替え案が示されたものと受け止めております。

○石川厚子委員 ということは、花咲の総合体育館が建て替えられたとしても、東光スポーツ公園の体育館、小体育館を建てるという案は消えていないという理解でよろしいでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 東光スポーツ公園基本計画は、令和12年の事業認可期間内において、この複合体育施設というものを整備していくということを述べておりますので、現段階において、こちらの計画では整備をする予定ということになっているところですよ。

○石川厚子委員 はい、分かりました。このタスクフォース報告書を見ますと、概要では5ページ、本文では16ページになりますけれども、A案、B案、C案というふうに示されていて、それぞれメリットですとかデメリットも示されていますよね。これを見ますと、3か所の中から選定する、言わば、出来レースではないかというような印象を受けるのですが、いかがでしょうか。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 タスクフォースの性格といたしまして、あくまでも関係部局の職員等による検討会議であり、市として意思決定したものではございません。このため、花咲スポーツ公園内にアリーナを設置するスペースがあるかどうか、ある場合どこが想定されるかということについて例をお示ししたものでありまして、ここに決めたというものでもございません。

○石川厚子委員 パークPFIについては、かつて常磐公園でサウンディング型市場調査を実施した際、当時、まじま議員が質問したんですけれども、建蔽率が2%から12%に上がることによって、常磐公園の中に、当時のイトーヨーカドー、今のトライアルですね、それと、大成市民センターを合わせた規模の飲食店が建つ、そういったことが可能だということだったんですけれども、業者との折り合いがつかず、結果的には、パークPFIを活用した施設整備や管理運営は困難であるというふうに判断しましたよね。そういった経緯があるにもかかわらず、なぜ再チャレンジするのでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 令和2年度に実施したサウンディング型市場調査につきましては、常磐公園を初めとする市内4か所の総合公園において、利便性向上等による公園の利用促進に関わる民間活力導入の可能性について調査したものでありますが、事業者の採算性や主体性などについて課題が多く、事業者の参入の可能性なども含め、現状としてパークPFIを活用した事業実施の実現は難しいとの結論に至ったものであります。今回の花咲スポーツ公園再整備における検討では、

官民連携により、建て替えを検討するアリーナを中心に、これまでの本市の運動施設にはなかったような施設や機能を導入し、時代に合ったスポーツ環境やサービスを提供し、新たな人の流れやにぎわいを創出しようとするものであり、事業者の採算性や主体性といった課題の解決や、事業者の積極的な参入なども期待できることから、パークPFIの導入可能性も高まっていくのではないかと考えております。

○石川厚子委員 確かに、常磐公園と花咲スポーツ公園では、公園としての位置づけは違うと思うんですね。けれども、ヴォレアス北海道の試合がある日とかはともかく、それ以外の平日っていうのは、閑散としているのではないかとと思うのですが、いかがでしょう。

○星土木部公園みどり課長 花咲スポーツ公園の体育施設につきましては、土日含めて大会利用等が行われており、活況を呈しているところです。平日につきましては、専用使用が主体となりますので空いている箇所もありますけれども、ただ、基本的には中高生、一般の方をはじめ、市内の主要のスポーツ施設として利用されているものと考えております。

○石川厚子委員 はい、分かりました。では、次期清掃工場の整備におけるPFI等の検討についても実施不可と判断しましたよね。なぜ、民間活力の活用にこだわるのでしょうか。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 旭川市PFI活用指針では、従来手法に優先して、PFIの導入が適切かどうかを検討することとしていることから、今回も検討したところでございます。アリーナにつきましては、市民利用以外にもプロスポーツや興行を行うことにより収入を増やし、市の財政負担を軽減できる可能性があると考えたところであり、清掃工場と今回のアリーナ等の施設の性格が異なることから、PFIの導入の可能性についても、一概には比較できないものと考えております。

○石川厚子委員 確かに、従来手法よりPFIを優先するっていうのが国の方針でありますよね。PFI活用指針を見ますと、全ての事業がPFIの適性を有しているわけではないとも記されています。かつて環境部の缶、瓶の中間処理施設では、PFIではございませんが、DBO方式で実施しようとしたんですが、うまくいきませんでしたよね。PFIを活用したところは現在、旭川では高台小学校のみだと思うんですけれども、高台小学校は昨年度も7千500万円ほど、このPFI整備費がかかっていますよね。従来方式よりも高上がりになってしまったわけなんです。PFI活用指針には、従来方式と比較して、経済的メリットの創出やサービスを高める事業でなければならぬ。従来方式の事業と比較し、バリューフォーマネーの達成が見込まれる事業などと記されています。この花咲に総合体育館を再整備するに当たり、このバリューフォーマネーですとか、財政的な面からの考え方を示していただきたいと思います。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 財政的な面の話からさせていただきますと、一般的には従来方式よりもPFI方式のほうが、建設費や維持管理費が低く抑えられることや、自治体の費用負担の平準化が図られることがメリットとして考えられており、今回のバリューフォーマネーの算出におきましても、6.2%、PFIのほうが市の負担額が低くなると算定しておりますが、これは施設の種類などによっても変わってくるものと考えております。今回算定いたしましたバリューフォーマネーにつきましては、旭川市PFI活用指針に示す検討の一つとして、国土交通省の簡易算定モデルマニュアルに基づき行ったものでありまして、あくまでも簡易的なものでありますことから、今後進めることになれば、より詳細な調査が必要になるというふうに考えております。

○石川厚子委員 2015年に函館市が開設した5千人規模の函館アリーナの建設費は80億円というふうに伺っております。現在ですと、建築資材ですとか人件費の高騰により、もっとかかるだろうということが想定されますよね。仮にバリューフォーマネーが達成できず、PFIでの建築は難しいとなった場合、PFIを活用できなくても、従来方式などを使って、この花咲スポーツ公園に体育館を再整備するという見込みなのでしょうか。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 施設建設につきましては、一般的には、市として基本構想など建設する方向性を決定した上で、その整備手法としてPFIがいいか、あるいは従来型がいいのかを比較することであると思います。このため、仮にPFIによる整備手法が、検討した結果、うまくいかないという場合には、従来型の手法で建設を行うことになるというふうに考えております。

○石川厚子委員 従来型の手法で建設するという事なんですけれども、先ほどの答弁では、東光スポーツ公園の体育館についても、諦めていないということでしたよね。一体、どこにそんなお金があるのかと思いますよね。この後、水道料金の減免の見直しについても質疑を予定しておりますけれども、弱者を切り捨てるのではなく、本当に市民の暮らしや福祉を守る、そういった政策に予算使っていただきたいなということを申し上げまして、この項目についての質疑を終わらせていただきます。

○菅原委員長 ほかに御発言はございますか。

○高橋ひでとし委員 すいません、事前通告をしてごさいませんが、タスクフォース報告書について、今、拝見させていただいて、疑問点が3点ほどございましたので、コンパクトに御質問させていただきたいと思います。

まず、タスクフォース報告書の本文の11ページの下から3行目のところで、愛知県の新体育館云々かんぬんと、施設の運営権を民間事業者に設定するコンセッション方式が導入されてきており、この手法についても引き続き検討する必要があるというふうに記載がございます。いわゆるBTコンセッション方式、またはBTO方式についての言及だと思われまます。検討していくということであれば、旭川市においても、BTOまたはBTコンセッションを採用する可能性について、今後調査及び検討を加えると、そういうふうに理解できますが、その点について、担当部局の現在の見解を御説明いただければと思います。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 コンセッション方式につきましては、最近、特に国のほうが進めている、民間活力を活用した整備・管理・運営手法であるというふうに認識しております。そのため、今回の花咲の整備をより詳細にするという段階になりまして、従来型のPFIと指定管理者の制度がいいのか、それともコンセッションを設定するような方式がいいのか、どちらのほうがか市にとってメリットがあるのかということについて、より詳細に検討していくというようなことがあるというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 要するにBTコンセッションについても、当然、今後検討を加えていくということで理解しておきます。

次に、22ページの、6、経費等の検討のところ、議会として、しっかり監視、監督しなければいけないのは、それは今、石川委員が御指摘されたように、その経費がどれぐらい削減されるのか、それから経費が膨張しないようにどのようにするのかという点であるというふうに考えます。

上から6行目から7行目にかけてでございます、ここに記載されている、実際の花咲スポーツ公園におけるPFIやパークPFIの導入の可能性について、これはBTコンセッションも含むということで理解させていただきますが、専門家によるさらに詳細な調査が必要であるということで、今後調査を実施することが明記されています。具体的にどのような調査を行う予定であるのか、その選出予定の委員も含めて、御説明いただければと思います。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 この22ページの6に記載しております、VFMの簡易算定の結果につきましては、あくまでも庁内的な検討ができるレベルのものでございまして、国土交通省で示しております初期設定値ですとか、あるいは他都市の状況などを当てはめて算定したものでございます。PFIの手続といたしまして、これをやるというようなことを決めた後に、より詳細な調査が必要だというふうにここに書かせていただいておりますけれども、具体的にはコンサル会社など専門的な知見を持ったところをお願いしまして、計算をしていただくほか、例えばパークPFIの部分でありましたら、サウンディング調査ですとか、民間の意見も聞きながら、その可能性についていろいろ、より詳細に検討していくということがあるのかなというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 先ほどあった愛知県の体育館においては、本来400億円かかるところをBTコンセッション方式で200億円で済んだと。つまり、ここに示されているPFI方式の6.2%の削減率よりもはるかに大きい、50%近くの削減率が示されています。そうすると、BTコンセッションなどを当然検討する必要性はあるんじゃないかということをもまず御指摘しておきたいと思います。その上で、今後のスケジュールなんですけど、何をどういうふうにして、最終的な結論まで導く予定であるのか、今、コンサルにどうのこうのって話もありましたが、現時点における大まかな計画で結構ですので、その時期と、それから、そのスキームについて明らかにしていただければと思います。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 現段階ではあくまでも、庁内的な検討の結果でございまして、市としてこういう方向性を示したというものではございません。そして、まずは市としてどういう方向でいくのか、この報告書で示させていただいたとおりやるのがいいのかどうかということを検討するところが、まず第一弾としてあるのかなというふうに考えております。ただ、仮にそのとおりいくということになれば、その後、今お話ししたように具体的な調査、例えばPFIであれば、導入可能性調査ですとか、施設等に関する基本構想や基本計画というのを策定するというような手続に入っていくのかなというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 そうすると大体1年から3年ぐらいって、そういうめどでよろしいですかね。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 一般的には、例えば基本計画などを策定するには、1年程度かかるのかなというふうに思いますし、その後、仮に、PFIの手続をする調査ですね、こういうものも1年程度かかるのかなと。このあと、実際、建設に入っていくのかなというふうに考えておりますので、大体全体で5年程度かかるのかなというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 終わります。

○菅原委員長 ほかに御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いた

だいて結構でございます。

次に、水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案に対する意見等の募集について、理事者から報告願います。

○沖本上下水道部長 水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案の意見提出手続の実施について御報告いたします。お手元に意見提出手続に係る資料一式を配付させていただいておりますので御覧ください。

水道局では、水道料金、下水道使用料に対する減免を実施しており、この制度は、昭和40年代から昭和50年代の水道、下水道の拡張整備による普及時期におきまして、急激かつ度重なる料金改定を実施していた際に、その負担の緩和を図る目的から、市の福祉施策として導入したのが始まりで、現在、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、独居高齢者世帯、障害者のみの世帯、社会福祉施設、公衆浴場の7区分を対象としているところでございます。これらの減免制度は、一般会計からの繰入金により減額分を補填しておりますが、市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などの観点から、また、平成27年度の行政評価において、減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議、調整をすることといった評価を受けていることを踏まえ、関係部局と福祉施策としての在り方について、また、附属機関である旭川市上下水道事業審議会からの意見等を参考に、見直しの検討を進めてきたところでございます。今回は、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯に対する減免制度について、福祉保険部より、同部が所管する福祉タクシー利用料金等助成制度の拡充を検討しているとの提案があったことから、これを代替施策と位置づけることで、減免制度については廃止する案として整理したものであり、このことにつきまして、広く市民の皆様から御意見をいただくため、意見提出手続を実施しているものでございます。意見提出手続の実施期間は、9月1日から10月2日までの約1か月間としており、いただいた御意見を踏まえ、最終案を取りまとめてまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 ただいま、水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案に対する意見等の募集について報告をいただきました。そこで、8月の経済建設常任委員会で、特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯の減免制度廃止については、9月にパブリックコメントを実施するという答弁がありましたので、今、その実施についての報告があったということですね。この特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯の減免制度で、一般会計から繰り入れている金額は幾らほどなのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 一般会計からの繰入金額について、令和5年度当初予算で申し上げますと、特別児童扶養手当受給世帯では、水道事業で1千64万4千円、下水道事業で982万1千円、合計で2千46万5千円となっております。障害者のみの世帯では、水道事業で894万7千円、下水道事業で847万1千円、合計で1千741万8千円、合わせまして3千788万3千円となっております。

○石川厚子委員 3千800万円弱とのことなんですけれども、改めてお尋ねしますが、なぜ、特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯の減免制度を廃止しようとするのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 水道料金、下水道使用料に係る減免制度につきましては、それぞれ、導入から相当の期間が経過しており、現在の社会情勢の変化、市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などの観点から、見直しが必要なものと認識しているところでございます。その中で、特別児童扶養手当受給世帯及び障害者のみの世帯に対する減免制度につきましては、平成27年度の行政評価におきまして、減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について、関係部局と十分な協議、調整をすることとの評価でございましたので、これを前提といたしまして、関係部局間で検討を行った結果、福祉保険部から、同部が所管いたします福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充を検討しているとの提案がございましたので、これを代替策と位置づけることで、減免制度については廃止とする方向で整理をしているものでございます。

○石川厚子委員 確かに、今までは集合メーターのアパートなどに入居している世帯ですとか、障害者の家族っていうのは、減免の対象になっていませんでしたよね。以前、本会議でお話したことがあるんですけども、ある60代の男性が、仕事を辞めて90代の母親の介護をしているんです。母親が胃ろうをしているために、水道料金が大変高額になるって、これを何とか減免の対象にならないかっていう相談を受けたんですけども、残念ながら対象になりませんよね。この障害者の家族を含めた世帯全体を減免の対象にするといった、そういった優しい代替案は出てこなかったのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 水道、下水道事業減免制度の見直しの背景の一つでございます。行財政改革推進プログラム2020におきまして、特別会計繰出金の抑制が項目として挙げられておりましたので、水道料金、下水道使用料の減免制度の対象を拡大し、繰出金がさらに増えるような改正案につきましては、検討をしなかったものでございます。

○石川厚子委員 どの部局に聞かしても、この行革プログラム2020にのっとってっていう回答が多いんですけども、これは別の機会にお尋ねすることにして、福祉タクシー利用料金等助成事業を見直すとのことなんですけれども、そもそも、この水道料金とタクシー料金というのは全く別物だと思うんですよ。なぜ代替案がタクシー料金になるのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 減免制度の見直しを検討する中で、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯の対象者と、福祉保険部が所管いたします福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充による対象者がほぼ一致するため、代替策となり得るとの提案を福祉保険部から受け、代替策としているものでございます。

○石川厚子委員 対象者はほぼ一致するということなんですけれども、ここで福祉保険部の考えも聞きたいので、委員長、福祉保険部の出席について、お取り計らいをお願いします。

○菅原委員長 ただいま石川委員から、福祉保険部に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「よい」の声あり)

○菅原委員長 それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○菅原委員長 再開いたします。

引き続き御発言願います。

○石川厚子委員 では、福祉保険部にお尋ねします。福祉タクシー利用料金等助成事業見直し、この概要をお示しいただきたいと思います。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 本事業は、障害者の外出機会や社会参加の促進を図ることを目的に昭和54年から実施しており、外出に支障のある在宅で暮らす重度の障害者に対して、1枚600円のタクシー乗車券、自動車燃料給付券、両方に使用できる共通券を年間24枚、1万4千400円分を交付しております。交付対象者は、在宅の視覚障害1、2級、下肢機能障害1、2級、体幹機能障害1、2級、移動機能障害1、2級、内部障害1級、療育手帳A判定、また、精神障害1級の方を対象としており、令和4年度の実績としましては、交付者数は4千429人、助成額は5千710万9千円となっております。しかしながら、現在の制度では、対象者の線引きが複雑で分かりにくい面があること、複数の障害があり、移動に支障のある重度障害者が対象外となる場合があることや、他都市の同様の制度と比較して、助成金額が少ないことなどから、対象者や助成金額などを見直し、真に交通費助成を必要としている方々のための制度となるよう、各障害者団体などから御意見をお聞きしながら検討を進めてまいりました。見直し案では、対象者は、身体障害については、個別等級から総合等級での判断とすること、また、精神障害については2級を対象に追加し拡充いたします。また、計算しやすいようチケット1枚の金額を600円から500円にするほか、タクシーと自動車の移動コストを考慮して、タクシー乗車券と自動車燃料給付券の選択制とし、タクシー乗車券は45枚、2万2千500円、自動車燃料給付券は15枚、7千500円と、助成額に差を設けることとしております。

○石川厚子委員 精神障害者2級も対象とすることは評価したいと思います。この見直しで、現在の一般会計から繰り出している金額、3千800万円ほどで収まる見込みなのでしょうか。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 現在、特別児童扶養手当受給世帯、及び障害者のみ世帯の水道料金、下水道使用料の減免に伴う一般会計から水道事業会計への繰出金は令和5年度予算で、特別児童扶養手当受給世帯分で2千46万5千円、障害者のみ世帯分で1千741万8千円の合計3千788万3千円でございます。しかし、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しに伴う事業費の増は、およそ5千170万円と見込んでおりますことから、繰り出ししている金額では賅うことはできず、ほかの財源の確保も必要であると考えているところでございます。

○石川厚子委員 現在の繰出金より増えるということですね。福祉保険部としては、この水道料金の減免分をタクシー料金助成に置き換えることについては、どのように考えておりますか。

○高越福祉保険部次長 水道減免の見直しについては、令和2年度から水道局と関係部局が協議しており、福祉保険部としましては、水道減免の継続も選択肢の一つであると考えた上で協議を進めてまいりました。その協議の中で、水道料金、下水道使用料減免の開始時期や、その理由について、特別児童扶養手当受給世帯は、水道料金は昭和44年、下水道使用料は昭和52年から、水道、下水道の拡張整備による普及時期における大幅な料金改定に対する緩和措置のために、障害者のみ世帯は平成20年から、障害者への自立支援を目的とした社会福祉的配慮であること、先ほど、水道局の答弁にありましたが、行政評価での意見や行財政改革プログラム2020での考え方、そのほか、減免制度の課題として、水道局との契約者のみが減免の対象となることなど、公平性の面で課

題があることから、水道減免を廃止する方向で整理しているところでございますが、公平性の確保、また、より多くの障害者の支援につながり、障害者の外出機会や社会参加の促進を図ることを目的としている福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充、見直しは、代替施策案となるものと考えております。

○石川厚子委員 福祉保険部としては、水道減免の継続も選択肢の一つと考えたという答弁がありました。障害者の中には、タクシーにも自家用車にも乗らないというか、乗れない方もいらっしゃると思うんですね。一方、水道というのは全ての方が利用します。特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯の減免制度を廃止することによって、この水道料金が倍になってしまいますよね。その倍になるというのは、少くない負担だというふうに考えますが、いかがでしょう。

○沖本上下水道部長 委員御指摘のとおり、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみ世帯に対する減免制度を廃止いたしますと、水道料金が2倍ということになって、ここのみを考えますと負担が増えるということになります。ただ、先ほど来ちょっとお話しさせていただいているんですが、一方、上下水道というのは大多数の方に使用していただいているんですけれども、水道料金、下水道料金の減免では、障害者のみの世帯で、かつ、水道局と直接契約をしている世帯のみが対象となっているということがございますので、減免の条件を満たしている障害をお持ちの方全てには、支援が行き届いていないというような課題があるということでございます。今回、福祉保険部が予定している支援施策の拡充によって、水道、下水道の直接契約がない理由で、減免の対象とならなかった障害をお持ちの方にも、広く必要な支援が届くことになるなど、現在の制度では行き届かなかった部分が、一定程度改善されるものと考えているところでございますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

○石川厚子委員 今回の特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯の減免廃止については、代替策がありますけれども、生活保護世帯と独居高齢者世帯については、代替策がありませんよね。このことにつきましては、近いうち、恐らく来週あたりに、質疑させていただきたいことを述べまして、質問を終えます。

○菅原委員長 他に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、3、その他の委員会行政視察結果の共有についてを議題といたします。

令和3年3月22日の議会運営委員会において、常任委員会の行政視察については、正副委員長班それぞれの視察結果を共有することが確認されております。本委員会といたしましては、委員会散会後に報告会を実施することといたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 そのように扱わせていただきます。

なお、開催時期など、報告会の詳細につきましては、正副委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 そのように扱わせていただき、詳細につきましては、決まり次第、皆様にお知らせ

させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から何か御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日の委員会は、これをもって散会といたします。

散会 午前11時49分